

## 第4回船橋市保育のあり方検討委員会 会議録

日 時	平成22年6月3日(木) 午前9時30分～11時29分
場 所	船橋市役所9階第1会議室
出席委員	森田委員、菊池委員、中原委員、飯島委員、田中委員、生田委員、鈴木委員、上杉委員、柴田委員、石井委員、佐藤委員、黄木委員、小関委員、大岩委員
欠席委員	木野内委員
市 職 員	須田健康福祉局長、川名部子育て支援部長、佐藤保育課長、池田保育課主幹、伊藤保育課課長補佐、小原児童家庭課長、山田児童育成課課長補佐、香取療育支援課長
事 務 局	健康福祉局子育て支援部保育計画課 鈴木課長、古嶋課長補佐、栗林計画班長、田中副主査、佐々木主任主事
次 第	1. 議事 (1) 資料説明 (2) 現代の保育の動向について ①会長補足説明 ②1号委員の意見 (3) 討議の柱立てについて (4) 意見交換 ①保育所待機児への効率的な対応 ②在宅親子への支援のあり方 (5) その他
傍聴者の定員、実数	定員9名、傍聴者9人
会議の公開、非公開の区分	公開

## 1. 開 会

○会長

皆様、今日は本当にさわやかな一日になりました。定刻になりましたので、これから第4回船橋市保育のあり方検討委員会を開催いたします。

本日は、木野内委員より欠席というご連絡が入っていますが、それ以外の方はご出席でいらっしゃいます。

まず、会議の公開についてですが、本日の議題には不開示情報が含まれておりませんので、公開といたしました。

また、傍聴人の定員につきましては、9人とすることを決めさせていただきました。本日の傍聴人は9人いらっしゃいます。皆さんお入りいただきましたね。

傍聴人の方に申し上げます。注意事項をお手元にお配りしてあると思いますが、その注意事項を遵守していただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

なお、本日の会議終了時刻ですが、11時30分を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

## 2. 議 事

### (1) 資料説明

○会長

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の議事(1)は、資料説明です。前回の会議の際、あるいはその後で幾つかの資料請求がありましたので、それについて事務局から補足説明を簡潔にお願いいたします。

○保育課長

それでは、私から順次説明させていただきます。

まず、資料1の1ページになります。公立保育園に勤務する職員の配置基準について説明いたします。保育士でございますが、基本的な保育士の配置では、園長及び主任は各保育園に1人を配置しております。次に、児童数に基づく配置ですが、2ページの上のほう、保育士配置基準ということで、国の配置基準として掲げているのは最低基準でございます。下の船橋の公立保育園での配置と異なるところは、国基準では1、2歳児の配置が児童6人に対し保育士1人でございますが、市の基準では5人に対し保育士1人となっております。前のページに戻りまして、「③児童数に基づく配置基準により配置する保育士」の下、病休要員として、正規保育士の長期の病気休暇などの対応のために、正規の保育士を5人配置しております。その次ですが、労働安全衛生担当保育士として、正規保育士を1人配置しております。

次の段ですが、円滑な保育体制のためにフリー保育士として各保育園に1人配置しております。次に、保育園の開所時間が午前7時から午後7時までであること、職員の勤務時間が7時間45分、さらに月曜日から土曜日までの勤務である中で交代制の割り振りを行うこととなります。また、4週間に8日間の週休日を付与する必要があります。その結果として、保育園の規模によりどうしても割り振りが困難となる保育園が出てくることから、加配が生じてまいります。そのために、週休要員及び7-7体制のための配置ということで、合計13人配置しております。した

がって、合計するとこれらの加配保育士が 46 人となっております。これらは正規保育士及び臨時保育士での配置で対応しているところでございます。

次に、その下です。看護師、栄養士を各保育園に配置しておりますが、正規職員の配置がない保育園では、再任用職員、臨時職員での配置となっております。

なお、栄養士については国の最低基準にはありません。看護師については最低基準にございますが、乳児を 6 人以上入所させている保育園では、保健師または看護師を 1 人置くということで国から通達されており、さらに保育士の配置に含むということになっております。

用務員については、各保育園に臨時職員として配置しております。

次に、2 ページの下の給食調理員配置基準ですが、国基準より多く市の配置基準で職員を配置しております。まず、常勤職員ですが、これは正規調理員及び臨時職員で構成されております。下の段のパート職員は、3 歳未満児の子ども的人数によりまして離乳食などの対応が必要となる食数が異なるため、調理の補助業務として採用しております。また、平成 22 年 4 月 1 日現在では、正規調理員は 41 人、臨時調理員は 58 人、パート調理員は 20 人となっております。

次に、資料 2、3 ページになります。保育士、栄養士、看護師、用務員などの臨時職員の年齢構成ですが、平均年齢が 41.5 歳となっております。その下の段ですが、継続年数が平均で 2 年 8 カ月となっております。

次に、4 ページをお願いします。非常勤職員で、これは時間外の保育職員ですが、平均年齢が 55.4 歳、下の段の継続年数が 11 年 3 カ月という状況でございます。

次に、資料 3、5 ページになります。給料表ですが、保育園で勤務している正規の保育士は、この行政職給料表（1）が適用されております。保育士の年齢に対応する給料の号給を当てはめたものですが、資料の右上の段に表として給料月額を示しております。

次に、資料 4、7-1 ページになります。こちらは公立保育園の保育士の人件費です。上の表は 21 年度決算の年齢別の平均人件費として、給料・手当、法定福利費の共済費を合算して人件費を算出しております。資料は 3 カ所の保育園を抽出して作成しました。

次に、同じページの下表ですが、こちらは公立保育園の年齢別の正規の栄養士、次のページの上の段は正規の看護師、下の表は正規の給食調理員の平均の人件費でございます。詳細については資料をご覧くださいと思います。

続きまして、資料 5、8 ページになります。こちらは非常勤職員及び臨時職員の職種別の想定平均人件費の資料でございます。詳細については資料をご覧くださいと思います。

続きまして、資料 6、9 ページになります。こちらは公立保育園の保育事業の変遷と国の事業の変遷の資料でございます。表の中でかいつまんでご説明させていただきますが、昭和 44 年に国で乳児保育特別対策を実施し、担当する保育士を配置され、国が支弁する経費で対応することになりました。昭和 49 年、障害児保育の試行的実施から、53 年には現行の制度で実施となり、市では昭和 54 年に障害児保育要員制度を設けております。次のページになりますが、平成 2 年に国で一時的保育事業創設。これを受けて市では、平成 10 年にひばり保育園で一時保育事業を開始しております。平成 7 年には、乳幼児健康支援サービス事業。現在では病児・病後児保育事業ですが、市では平成 13 年、医療機関併設での新高根キッズハウスで事業実施しております。平成 11 年に休日保育事業が国で創設されまして、平成 15 年に船橋の私立保育園で休日保育事業を実施しております。

最後ですが、資料 8、13 ページになります。こちらは公立保育園の保育士、看護師、栄養士、給食調理員の職務の違いでございますが、基本となる業務は同じでございます。その中で、例え

ば一番上の保育士の項目を見ていただきたいのですが、保育士のクラスリーダーなど正規職員が担うこととしている職務を、臨時職員と明確に区分して業務に当たっていただいております。以上でございます。

#### ○事務局

引き続き、資料7を説明しておりませんので、説明させていただきます。資料7、11ページ、船橋の財政状況についてをご覧ください。

まず、一般会計の年度比較でございます。歳入の一番上の欄でございますが、歳入の中心であります市税につきましては、毎年度減額が続き、平成22年度は約31億円の減額となっております。

一方で、歳出の3段目の民生費は、毎年度増額が続き、平成22年度は約106億円の増額となっております。その増加理由は、中段の囲みに記載してございますが、子ども手当が約74億円で一番多く、生活保護費も約13億円増えております。保育所関連経費では、私立保育所費が9億7,700万円、市立保育所費が1億4,900万円の増加となっております。

下段の円グラフのように、一般会計に占める民生費の割合は約40%で、折れ線グラフで見いただきますと、市税収入が落ち込み、他の主な科目の予算が増えない中、民生費が金額的に突出して、大きく増えております。

次に、12ページの一般会計における保育所費の割合でございますが、平成22年度は約110億円で約6.9%となっております。

なお、市債、借金でございますが、平成20年度で1,133億円で、この年度の一般会計が1,456億円でございますので、多くの借金があることがおわかりいただけると思います。

今後、高齢化が一層進展する中、収入・支出両面において厳しい状況が続くものと思われまことから、平成22年度予算につきましても、12ページの下にあるように福祉予算の見直しを行ったところでございます。

以上でございます。

#### ○会長

どうもありがとうございました。

今の保育課長及び事務局からの説明についてですが、前回、皆さんのご質問の中でかいつまんでこの資料を作成していただいたわけですが、これにつきまして何かご質問ございませんでしょうか。どうぞ。

#### ○A委員（有識者）

1点質問させていただきます。冒頭でご説明いただいた保育士の配置基準と関連すると思うのですが、発達支援児や重度の発達支援のお子さんを受け入れるときの加配の基準のようなものがあれば加えて教えていただきたいのです。

#### ○会長

はい、お願いします。

#### ○保育課長

発達支援保育の実施に当たりましては、発達支援保育審査会というのがございまして、そちらで加配の考え方が決まってきます。いわゆる重度のお子さんについては1対1、それ以外のお子さんについては3対1ということで配置基準を決めてございます。その結果、この4月1日現在で36人の配置で対応しているところでございます。

以上です。

○会長

この加配は臨時職員ですか。どういう形で、時間で加配されているのでしょうか。

○保育課長

実際に担当する保育士は正規保育士が担当することになりますが、その分、児童数に基づく保育士数での部分が正規保育士が対応できなくなりますので、その部分については臨時をそこに配置しているということで対応させていただいております。

○会長

そうすると、36人は基本的には臨時ということですね。

○保育課長

36という数字は、基本的には臨時で配置しまして、その結果、発達支援の担当は正規が担当しているということです。

○会長

わかりました。ほかにいかがですか、ご質問ございませんか。

○B委員

質問という質問は今のところないのですが、再度これを検討しまして、次のときに質問してもよろしいですか。これはこれでおしまいということですか。

○会長

ご質問の趣旨がわからないのですが、具体的に今出された資料についての単純な質問ということで、もちろんこの資料を使ってこれから討議していきますので、その討議の際に例えば追加の資料が必要とか、あるいはその中身についてわからないということがあれば、当然そこでご質問いただいても構いませんが。

○B委員

はい、わかりました。それだけ確認させていただきました。

○会長

ほかにいかがですか。

○C委員

資料の行政職給料表の中で、それぞれ対応する年齢の俸給表が載っているのですが、そのほかに人件費という部分で資料4が出ているのですけれども、他の手当等についての額もちょっと参考までにお知らせいただくとありがたいと思います。

○会長

保育課からこのことについて説明できますか。

○保育課長

資料4の、例えば保育士の表を見ていただきたいのですが、年間支給額計、その右に1人当たり人件費。人件費としては、その右に給料・手当、共済費ということで積算しております。給料と手当という欄で合計として今回は資料を提出させていただいておりますが、この給料と手当の内訳ということでしょうか。

○C委員

はい。できればお願いしたいなと思っております。今日でなくても結構ですが。

○保育課長

給料以外の手当ということで説明させていただきます。一般的に、地域手当、扶養手当、それ以外に管理職手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、期末勤勉手当、そういったもので手当が構成されております。

○会長

それでは、その構成というのでしょうか、それについて次回にでも提出いただければよろしいですか。

○C委員

はい、ありがとうございました。

○会長

では、よろしく願いいたします。

ほかに何かご質問ございませんか。よろしいですか。

それでは、議事(1)の補足の資料説明は、これで終わりにさせていただきます。

## (2) 現代の保育の動向について

### ① 会長補足説明

○会長

それでは、議事(2)ということで、前回最後に余り時間がございましたけれども、これからの議論の柱立てをどうしてもしなければならぬということがございましたので、私の話を若干はしりまして、少なくとも今日の議論の柱立てだけはできるようにということでお話をさせていただきました。

つきましては、今日冒頭に若干私の補足的な説明を10分ぐらいさせていただいて、まだ1号

委員の先生方にまとまったお話をいただいていませんので、私がまとまった話をさせていただいた後、その上で3人の1号委員の先生方にコメントをいただくという形で意見の陳述を進めさせていただこうと思っています。

今日の進め方ですが、こうした形でまず全員のお話をさせていただいた後で、前回、私のほうでご提示させていただいた検討の柱ということを議論していこうと思っています。よろしくお願いいたします。

それでは、前回配付してあります資料13をちょっとご覧いただきたいのですが、よろしいでしょうか。前回、簡単に私がお話をさせていただいたことを踏まえて5つの柱立てをさせていただいたのですが、そこに至る過程というのを少し復習して、今日の議論に入らせていただこうと思っています。

まず、あいプランの中で何が議論されてきたかということをお話させていただきました。そして、子どもたちや子育て家庭全般に今どんな問題が起きているのかということをお話させていただきました。その上で、現在、船橋市全体の状況ということで、具体的にはいろいろな支援を必要としている家庭が一体どれくらいあって、それぞれの家庭に対してどんな支援が今行われているのか。特にその中で保育園が担う必要が出てくるであろう、あるいは担っているであろう支援の対象というのは、一体どんな状況にあるのかということをお話させていただいたのがまず第1でした。

具体的には、前回の資料13の24ページ(5ページ目)、26ページ、27ページというところに整理をさせていただきましたけれども、船橋市の中で保育所、幼稚園の整備率でいきますと、やはりまだ若干全国平均には及ばないという量がある。そういう意味では、今、幼稚園主体の整備が船橋市の中での主流であるということ。これは船橋市の1つの特徴に今なっているだろうということをお話させていただいたところでございます。

ただ、船橋市の就学前のお子さんの中で、多数支援が必要な家庭の子どもたち、家庭があつて、その家庭に対して一体どんな支援が今求められているのかということについて、今日は少しまとめてお話をしたいと思っています。

28ページに移ります。つまり、今まで保育所というのは、漠然と保育に欠けるという対象に対して保育を提供するということをしてきたわけです。その保育に欠けるという状況は、実は国が1つの指示を出しております、具体的には母親、父親、こういった人たちが保育をするかどうか、保育ができるかどうか。あるいは、それ以外の家庭的な状況ということの中で、例えば親が病気であるとか、介護者が家庭の中にあるとか、風水害等の災害の状況にあるとかというようなこと。そして、特別な事情ということで、例えば子どもの虐待であるとか、そういった児童福祉問題が発生したときには、市長の判断で子どもたちをその保育所に入所をさせたりということもあつたわけです。

これが、保育に欠けるという非常に大きな児童福祉施設としての機能であつたわけなのですが、大半は親たちの就労、そこを保障するための施設として機能してきたのが、保育所の1つの役割でした。

ただ、現在の状況ですが、前回整理をしていただきましたように、28ページの上にまとめましたけれども、障害のある子どもであるとか、あるいは虐待をされている子ども、外国語しか話せない子どもたち、ひとり親家庭、貧困家庭、こういった家庭の子どもたちが船橋の中でも急増してきているという状況があります。

船橋市全体の状況を見ていきますと、これらの家庭に対して、具体的には児童相談所や地域の

子育て支援センター、あるいは家庭児童相談室、こういったところがさまざまな形で支援をしているわけですが、具体的な地域の生活の中での支援ということになりますと、保育所だとか児童ホームだとか、こういったところが機能してきませんと、日常生活の中での支援というのが非常に難しいということになってくるわけです。

つまり、28 ページの下の図に私が整理いたしましたけれども、保護が必要な家庭という状況になっておりますと、そこからの回復を支援していく。あるいは、自立していた家族が何らかの問題を抱えて支援が必要になったときに予防的機能が発揮されませんと、すぐに保護が必要な状況になってしまうということがありまして、この自立と保護の間に、具体的には予防だとか回復のための支援の施策が、地域の中に今非常に重要な施策として浮上してきているということが私の認識でございます。

29 ページを見ていただきますと、これまで保育所というのは、具体的には保育所の中にお預かりしている通常保育の中での子どもたち、ここを支援する施設としてかなり機能してまいりました。けれども、地域の中には、親あるいは子ども、そしてまた保育所を利用していらっしゃる保護者等も非常に多くの支援が必要になってきている状況にあります。

そういたしますと、これらの子どもたちや親たちに対して、既存の保育施設をどう有効活用しながら、船橋の中でよりよい子どもたちや、あるいは子育て家庭の状況をつくり出していくのかということが非常に大きな課題だというふうに私自身は考えております。その兆しが、前回整理させていただいたように、約2割ぐらいのところでは支援を必要としている家庭の子どもたちや家族が、もう既に来所しているということが明らかになってきたわけです。

こういったことを具体的に認識しながら、現在の保育の動向、国の動向を見てみますと、29 ページの下や 30 ページにございますけれども、ちょうど昨日、政府ではいろいろな動きがございました。この子ども家庭局の創設という問題も既に表明されておりますし、それから 2011 年を目途に幼保の一体化ということも既に発表されてきております。それから、先ほど来の財政のご説明でありましたように、認可保育所については一般財源化しておりませんでしたけれども、私立の認可保育所についても一般財源化問題というのが取りざたされているという状況にあります。

それから、4 番目に書きましたように、最低基準の大都市における緩和ももう既に出てきております。これは先ほど申し上げましたように、船橋市は若干保育所については全国平均の整備率よりも少ない状況にありますけれども、量的に少ないということで、いわゆる財政をそのままにして拡大させますと、当然ですが、質の低下をもたらすこととなります。けれども、量的に不足しているこの状況をどう考えるかということがございます。

5 番目に保育制度改革議論ということを書きましたけれども、これは実は今の新しい政権になりまして一たん議論は凍結されております。しかし、この凍結は既にかなり解凍され始めてきている状況にありました。ですから、この保育制度改革は、近いうちに議論が始まってくると私どもは考えておかなければならない。

つまり、船橋の中で言えば、質と量を確保しながら、なおかつ国のさまざまな制度改革も視野に入れて、適正な財源、具体的には先ほど市から説明がありましたように、限りない予算があるわけではありませぬので、限りある非常に大事な税金を使わせていただきながら、どうやって子どもたちにより有効な、そして適切な保育というものを提供するような形で、この保育のあり方を考えていくのかということが非常に大きな課題になっていると考えております。

私どもは、あいプランの中でも大変議論してまいりましたけれども、船橋市は今までの財政の

中で、子どもたち、子育て家庭に対して、ほかの自治体と比べましても非常に多くの施策に取り組んできたこと自体は確かです。先ほどご説明がありましたように、公立保育所の財源はかなり十分に提供されて、そして日本の中でも誇れるような保育を展開されてきたということは確かだと、私も思っております。

この中で、具体的に地域の中で子どもを育てていくということを、私どもはあいプランの中でもかなり議論してまいりました。内閣府の中では、既に昨年の6月、これは旧政権ですが、その中でも地域の中で適切なマネジメントができるような保育の考え方というものを新しく導入すべきではないかということが語られております。また、そういったところで子どもたちの権利侵害が起きないような仕組みも考えていかなければならない。これも既に報告されているところで

す。こういった状況の中で、私は支援を必要としている子どもたちや家庭に対して、今ある、限りある施設、限りある人材、そして今まで培ってきた保育の実践、教育実践というものを、どうやって有効にこれから船橋の中でつくり上げていくのか、あるいはそれをつくり直していくのか、これが私はこの保育のあり方を検討する会議の中での非常に大きな課題だと考えているということでございます。

船橋の中でも新しい取り組みを少しずつ始めてまいりました。けれども、抜本的にここであいプランの中で議論してきたことを具体化する、そのために皆さんの知恵と具体的な提案をいただきながら、新しい船橋の保育のあり方というものを考えていきたいというのが私の考えでございます。

以上でございます。

## ②1号委員の意見

### ○会長

本当に雑駁で、十分にお話しできたとは思っておりませんが、限られた時間ですので、私からはここで終わりにさせていただいて、続いて1号委員のお三方の先生たちからのコメントをいただいた上で、皆さんからの議論をこれから展開していきたいと思っております。

1号委員の先生方には、今までの委員の方々からのお話、これを踏まえて一言お願いしたいと事前に依頼してございますので、その上で皆さんもお聞きいただけたらと思っております。

それでは、順序としてはD先生からでいいですか。あるいはA先生から。はい、お願いいたします。

### ○A委員（有識者）

それでは、今、会長から国の動向も踏まえて議論の枠組みを整理していただきましたので、それと重なる部分もあるかと思いますが、これまでのこの委員会での議論を通して私が感じているところを幾つかお話しさせていただきたいと思えます。

まず1点目は、今日配付された資料6にもございますが、私は船橋市の保育行政がこれまで歴史的にどのように展開されてきたのか、その船橋市の制度の流れに国の事業や国の保育政策がどのように反映されてきているのかということに関心を持っておりまして、事務局にはいろいろご努力いただきまして資料を提供していただいております。

これを見ますと、歴史的には公立保育所を中心とした保育事業というのを柱にずっと行政的には検討されてきたものが、この10年間、大きく転換をしているということが、いただいた資料

からもよくわかります。

ただ、平成 21 年度だったでしょうか、新しい保育指針が出されて、一層保育所に求められる役割が明確にされてきたところがあるように感じております。それをやはり反映させてこれからの保育のあり方を検討していくということが、非常に重要ではないかと思っております。

船橋市では、この 10 年間を見ますと、私立保育園に一時保育の事業を担っていただいて展開してきているとか、それから私立幼稚園の預かり保育が積極的に展開されてきているとか、やはり国の示された方向性をうまく活用しながら、徐々に公立保育所、私立保育園、私立幼稚園が役割分担を少しずつしながら進んできているのではないかなということを感じております。

この役割分担に関しては、船橋市の保育ニーズが非常に多様でありますので、あるところだけを見て施策を打つと、それは非常にバランスが悪いものになるので、多様な保育ニーズにしっかり対応できるようにそれぞれの関係機関が適切な役割分担をしながら進めていくということが、やはり重要であろうと感じました。

ただ、ご説明にもありましたが、財政状況が非常に厳しい中、どのように進めていくかというときには、会長のお話にもありましたが、国が打ち出してきている施策や補助事業をうまく活用しながら、船橋市の財源だけに頼るという発想ではなく、県や国やさまざまなところから出されてくる補助事業、補助金をしっかりと活用した施策の展開ということが必要であろうと思います。

私は教育委員会にもかかわっておりますが、教育委員会でも校舎の耐震化をどう図るかということは、財政との関係では非常に厳しい課題です。でも国が打ち出したところにしっかりと市が対応して補助金を得て、校舎の建て替えをしていこうというようなことを積極的に先手先手で進めてきているという印象があります。この保育のあり方に関しても、そういう点で多分、今までは資料を出されていませんが、そこのところは検討されているところだと思いますので、十分にそれを盛り込みながらあり方を考えていけたらと思っております。

それから、今が時系列で見た部分ですけれども、水平軸での整理では、各関係機関の委員がいろいろ提言してくださっております。多数の待機児童に関してどう対応するかということももちろんですが、在宅子育て家庭への支援、特に子育て家庭に訪問型、おせっかい型とでも言ったらいいでしょうか、そういう支援の手をしっかりと差し伸べることで、船橋市の子どもの育ちを見守るシステムというのでしょうか、そういうものが今は足りないかなと感じております。子育て支援の地域ネットワークの構築も含めて、そうした子どもにしっかりと目が届くというか、手が届くというか、そういった対応によって危機をしっかりと察知して、予防につなげていくというようなことが必要ではないかなと感じております。

○会長

ありがとうございました。

それでは、D先生。

○D委員（有識者）

私は、社会保障、社会福祉、保育所法制の専門家ということで呼んでいただいていると思うのですが、私自身は東京都国分寺市民で、そこで保育所の入所基準ですとか保育料の改定ですとか、あるいは保育の基本構想といった、次世代支援計画のベースになるものを市民参加型の委員会でまとめさせていただいたという経験がございます。

それとの関係で少し感じるのは、この議論を伺っていて、市民参加型でありながら、どうも市

民の視点というか納税者の視点というものが少し不足しているなど正直感じます。そういう意味では、私は法律の専門家であると同時に、少しそういう市民の目線というのを意識したお話をさせていただきたいと思います。

大変個人的なことで恐縮ですが、私は今、厚労省の事業仕分けをやっています。これは私が厚労省の政策評価をやっている関係で頼まれているのですが、今週も政府の本体の行政刷新会議と一緒にやりました。非常に今、公私の役割分担ですとか、その中で公の果たすべき役割、それは公務員の果たすべき役割ということにも通じますけれども、非常に厳しい市民目線が向けられているという実態があると思います。それは何も国、官僚たたきばかりではなくて、やはり地方でも同様ではないかと考えています。

そうした時代状況の中で、いかにして子どもの育ちを社会的に保障していくか、また、保護者の方が子育てしやすい環境をつくっていくかが今問われているのだと思います。

ただ、私の認識としては、日本はよく言われますが、家族政策、子どもや家族に振り向けられる社会予算が非常に少ないと。子ども手当が始まりましたけれども、社会保障予算の7割が高齢者に向けられて、家族関係は3%台という、非常に偏った予算の支出がなされている国であるという認識はございます。

その中で、子ども手当のように金銭給付も重要ですが、やはりサービス給付とのバランスをどう図って発展させていくか。あるいは、単に量を増やせばいいのではなくて、いかに質を確保していくかということが重要だという認識しております。

前回、最後のほうで公立と私立の保育所の違いといいますか、ともすると公立保育所のほうが質が高いというニュアンスの議論が、なくはなかったように記憶していますが、私はそのような前提に立った議論はこの場ではできないし、すべきではないと思っています。そもそも、保育所制度の現在の枠組みの中で、保育所の選択が保護者に認められるようになったといえども、制度の枠組みは基本的に共通でありますので、公立も私立もないわけですね。その意味では教育とは随分違っているわけです。

さらに、資料をお出しいただいたことでわかるように、公立のほうがはるかにコストがかかっているわけです。一方では、私立保育所の処遇の向上をいかに図っていくかということは課題であると思います。公立とのイコールフットイングをいかに図っていくか、公平性という意味でもこれは重要だと思います。給与水準等の高さは私は正直びっくりしましたけれども、これはそもそもかかっている費用が違うということでもあります。

それを同じ制度の枠組みの中で正当化するためには、やはりそれに見合うだけの付加価値のあるサービスや、あるいは専門性のあるサービス、そして特殊ニーズへの対応などが、公立の保育所では行われているのだろうと見ざるを得ないわけです。問題はそうした対応がなされているかどうかという点であります。

その点で、やや第三者的な視点で恐縮ですが、感じますのは、例えば時間外や一時保育、休日保育等への対応についてどうかと。本来であれば、職員の身分保障に手厚い公立の保育所でこそ行われるべきものではないかという見方もあり得るわけで、その中で行われていないとすれば、それはなぜなのかということが問われる必要があるのではないのでしょうか。

ですから、非常に費用をかけている。逆に言えばそれにふさわしい公立保育所の役割は何かということを考えていくべきであろうかと思えます。その点では、例えば地域の子育て支援ですとか、あるいは発達障害、要支援児の保育を担うとか、いろいろそれはあり得るだろうと思えます。

もう一つは、そもそも高い質のサービスが提供されているのだろうかという面で、若干の疑念

を持たざるを得ないということです。それは、これも資料をお出しいただいておりますが、非常勤職員、臨時職員の割合の多さです。6割強しか正規職員がいない。つまり、4割近くが非正規、臨時職員で担われている。これはちょっと異常ではないかと私は思っています。

さらに、非常勤、臨時職員の方々の待遇が非常に低い。非常に大きな格差がある。なぜこうした事態が生じているのだろうかということでもあります。これはもちろん財源上の制約が非常に大きいとは認識しております。まさに日本の雇用の二重構造が、そのままここにあらわれていると言うこともできるわけですね。

多分、市の財政状況、今日もご説明がございましたけれども、そういう限界があるのだろうと。ギャンブル税という議論も前回出ていましたが、その実現可能性ということが一つありますし、仮に実現したとしても、ギャンブル税を保育予算に限定するという理屈は恐らく極めて難しいですね。目的税化することは多分、理屈として論理としてできないだろうと思います。

だとすれば、先ほどお話があったような市の財政状況の中での、保育予算は伸びています。これは大変結構だと思いますが、ただ、それもやはり限界があるとすれば、限られた予算をいかに効率的に配分するかという議論をせざるを得ない局面があると言わざるを得ないわけです。いろんな選択肢があると思いますけれども、その中でやはり一つの選択肢としては、公立保育所の民営化ということも入ってこざるを得ないのだろうと、私の個人的な見解ですけれども、思うわけです。

ただ、その場合に注意していただきたいのは、これは最初の議論ともかかわりますけれども、公立と私立のどちらが質の高い保育を行っているかという問題と、私はそういう議論はできないと思っておりますが、そのことと、現状を変えるに当たって現在ある保育環境が変化することへの影響、特に子どもへの影響をどのように考えるか。いかにそういう影響を最小限にとどめるかという議論は混同してはいけないということです。それを一緒に議論してしまうと、非常に混乱してしまうということです。

その中で例えば、これは仮にですけれども、公立保育所を一部民営化するとすれば、その分の正規保育士を他の公立保育園に配置替えすることが可能になるわけですから、そうするとその質がさらに向上する。現在の6割ちょっとという正規保育士の状況を改善することにもつながるということになります。

以上ですけれども、私は2つばかりさらに資料をお願いしたいのです。今回、なかなか難しいということでしたけれども、民間の施設の給与水準をお調べいただけないかということです。例えば全社協とか、そういうところでモデル賃金とか、そういう資料が何かないかなと思うのです。そこを少し調べていただきたいということと、もう一つは、これも恐縮ですけれども、ほかの自治体、近隣自治体、あるいは東京都区内の幾つかの自治体の給与水準との比較というものも行っていただけないかというのが、私からの要望であります。

以上です。

○会長

ありがとうございました。

それでは、最後にE委員からお願いいたします。

○E委員（有識者）

Eです。保育費の予算の将来見通しというか、グローバルな大きな目で外から見た視点で、ち

よっとお話しさせていただきたいと思います。

私はトーマツという監査法人におりまして、1,000社に近い上場会社の会計監査をする組織の中におります。一例として申し上げたいのは、20年ほど世界に電子顕微鏡を売る会社をずっと担当しておりました。実は、この会社は国内で物作りをしようという努力をずっとしてきたのですが、数年前に中国に工場を作って、今や赤字のために社員の人員整理をしているという厳しい状況にあります。要するに、日本での物作りが国内では非常に難しくなっている。先週、トヨタが基幹部品のエンジンをアメリカで作ったものを日本に輸入して自動車を作るといような報道も出てきております。非常に少子・高齢化の日本にとっては厳しいと。

また、一例で申し上げますと、テレビである労働組合の人が、派遣切りに非常に批判が高まったときに、同一労働・同一賃金と言っていました。同じ労働であれば派遣の人も正規社員も同じ賃金をもらうべきであると。翌週になってあるエコノミストがおっしゃったのは、同一労働・同一賃金を言うのであれば、日本人が中国人と同じ仕事をしているのであれば、日本人であっても中国人と同じ賃金しかもらえないと。要するに、その工場はいずれ中国に移ってってしまうので、日本人は仕事がなくなって賃金の安い中国人が仕事をすることになる。要するに、日本の経済は極めて厳しい状況にある。税収というのは生半可なことでは増えてこない状況にあるというのが、第1の視点です。

2点目に、翻って、では船橋市はどうかと考えると、船橋市はご存じのとおり、昭和40年代から50年代にかけて大量の勤労者が流入してきた。私もその中の1人なのですけれども、この時期に集中して勤労者が増えた。学校などの公共施設も集中して建設されたという時期に入っていると思います。

この年齢層というのは、私もちょうど今年還暦なのですけれども、アラフォーの言葉に対してアラ還と私は言うておりますが、アラ還以降の人口が非常に多い市であると理解しております。要するに、これから徐々に税金を払う人たちから介護等々で税金をもらう人たちに、最も人口の多いゾーンの人たちが入り込んでいくというのが、船橋市の置かれた状況ではないか。今申し上げた公共施設の修繕・維持等に対しても、多額の費用がこれからかかってくると思います。

先ほど、資料7で市税収入のお話がありましたけれども、市税という収入で見ますと、平成20年が960億円、21年が950億円、22年、本年に至っては920億円と、市税収入が大きく減少の一途をたどっているということでございます。保育といえども予算の確保は非常に難しい視点があるということ、まず理解をする必要があるのではないかとということです。

それから、市の保育ということで考えてみますと、ちょっと外から見た、直接携わっていない立場からの考えかもしれませんが、入所を希望する児童が全員入れることがやはり市の責任のプライオリティーの一番ではないだろうか。90%の児童が入れて、その90%が日本で最高の保育を受けられたとしても、10%の人が希望しても入れないとしたら、やはり市はその責任を十分果たしているとは言い切れないのではないかと。柱立ての1番目にありました保育の効率化という言葉が提起されておりますが、これがキーワードではないかと。

そういう意味でいくと、基本的には、先ほど来出ておりますけれども、民営保育園と公立保育園のコストの違いは、今、市の保育園もあらゆる費用を非常に削減して切り詰めておられますので、人件費しかそう違わないのではないかと分析がどうもあるようでございます。そうすると、人件費を含めた民営化の議論をしっかりとやるのが、極めて重要なテーマになっているのではないかと認識がございます。

とりあえず以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

今、私のお話をさせていただいたことも含めてですが、3人の1号委員の方からのご発言がありました。3人のご発言に対していろいろご質問もあるでしょうけれども、ここで具体的に議論に入らせていただこうと思います。むしろそれは質問というよりは意見交換をしていく段階に今入っていると思いますので、そのように私のほうで考えて進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

もちろんこれだけの人数ですので、議論の中で例えばお話があったことに対して、当然ですが、異論がある方がいらっしゃると思いますので、それぞれの柱の中でその議論を戦わせていただくという形で進めさせていただこうと思っております。よろしいでしょうか。

### (3) 討議の柱立てについて

○会長

それでは、次に議事(3)の柱立てになります。

柱立てなのですが、まず、皆さんのところにたくさん資料があると思いますが、最初の第1回の資料5の裏側の7ページに、事務局からこの委員会に出された論点が3つございました。公立保育園の役割、私立保育園の役割、これが第1点目。第2点目は、保育の質の向上。そして、第3番目が保育園の民営化。この3つの論点がありました。

そして、これを最初に出されて、そのときには「えっ、何の話だ」と思われた方も多分、多いと思うのですが、今までいろんな委員の方々からのご発言をいただきながら議論してまいりまして、私が前回、資料13の27ページになりますけれども、どんな議論が必要なのかということで、5つの議論を出させていただいています。

つまり、私が議論の進め方として必要なのではないかとということで、この5つの論点を出させていただいたのですが、市が出している3つの論点と併せてお話をさせていただきたいということで、前回、柱の中で、1の「保育所待機児への効率的な対応」と、2の「在宅の親子への支援のあり方」を議論させていただきたいと、最初にお話をさせていただきました。

これまで各委員のご発言の中にいろいろな議論がありました。まず、5つの議論の中で、今日お話をさせていただこうと思っている1と2の話のところから進めさせていただこうと考えております。

ただ、待機児への効率的な対応というのは、実はあらゆるところでこのことを視野に入れながら話を進めていくことが必要なものであって、恐らくこのことだけを議論するということは多分、最初にできないだろうと私自身は思っているんですね。むしろ最初に私が冒頭に書いてある、「保育所に希望しているが入園できない待機児への効率的な対応」ということを視野に入れながら、まず地域で暮らす乳幼児の子ども、特に3歳未満児の親と子、こういった家族への支援のあり方というあたりのところからまず議論させていただく。ここから始めさせていただいて、そして次に保護を必要としている子どもと家族への支援ですね。それから役割分担というような形に行ったほうが議論しやすいのではないかと考えておりますので、ここから意見に入らせていただこうと思っております。

いかがでしょうか。この辺の進め方について少しご議論をいただいたほうがいいかなと思いますので。最初から効率的なあり方というところにこのまま議論が行った方がいいということであ

ればそうしますし、少し皆さんのご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○F委員

会長の進め方でいいかと思います。

○会長

ほかにはいかがですか。

○B委員

多少異論があるんですが、時間が制約されているということも含めて、理屈論だとか、これをずうっと話していったらとめどもなく長いと思うんですよ。私は実際に待機児童というものが、果たしてどういう解釈で待機児童にしているのか、それぞれの意味があると思うんですね。こういう実態をもっと突っ込んでいかないと、これをどうするかというようなことで皆さんのお話を聞いていると、時間が非常に足りなくなってくるし、たどり着くことがない。

例えばD先生がおっしゃったようなお話を具体的に進めていく。市民の目線で政府が出した新システムの基本方針の方向性に関して、船橋の公私幼保の各施設を含めて、どのような対応をしていくかが最終的な考え方であるというようなことを会長はおっしゃっています。そういう場合に、例えば人件費問題からいうと、私はこの間、資料を出してほしいという要望を出したのですが、実は大変ショックを受けています。私立幼稚園からいうと、公立の40歳から50歳ぐらいの保育士さんのお給料は私立幼稚園の園長より高いですよ。質が違おうとおっしゃるかもしれないけれども、違いますね。

私立幼稚園側で資料を出せというのなら、同じような運営に将来なるのだったら、これは全園に声をかけて出させるつもりでいます。同じような条件になるんだったら私立幼稚園にも待機児もいます。保育所だけの待機で問題を議論すべきではないと思うんですね。大変失礼ですけど、もう少し問題を煮詰めていただきたい。よろしくご配慮いただきたいと思います。

○G委員

今の意見とちょっと重なると思うのですけれども、うちのほうとしましても、この待機児童というのが公立の待機児童なんだか私立の待機児童なのか、または認可外もそれに入るのかどうか、明確に私のほうは全然見えておりません。

なぜかというならば、認可外というのは、待機児童と申しましても本当に微々たるものだと思います。その中で待機児童に対しての対応のあり方と申されても、ちょっと意見としては申し上げられない部分が多分に出てくると思いますので、その辺のところもお考え願いたいと思います。

○会長

ほかにも、議論の進め方の中でのご意見をちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、今お三方のご意見をいただいたのですが、私が今回の会議に向けて具体的には、「保育所に希望しているが入園できない待機児への効率的な対応」と、「地域で暮らす乳幼児期の子どもと家族への支援のあり方」、こういった問題で出させていただきました。

次回以降の問題の詰め方については、今回、1号委員の方からのご意見をいただいたり、あるいは今日の皆さんのこれからの議論を踏まえて再度事務局と調整をしたいと思っておりますが、

今日の議論につきましては、当初話をさせていただいたように、待機児は、今ほとんど地域で暮らしている子どもたちと同じ概念だと思うのですが、それは当然、待機児の多くは具体的には地域で暮らしているということになるわけですので、特に待機をしていらっしゃる方たちの多くは0、1、2という年代に入ってきます。そして在宅で暮らしている。

そしてまた、国が示している待機児の新計算の方法では、具体的にはG委員がやっていらっしゃるような、認可外に入っているお子さんはそこには含めないというような概念になってきますので、そういったところのお子さんなども含めてですが、具体的にはどんなふうに補助金を出していくのかとか、どういったサービスの利用という条件にしていくのか、例えば幼稚園の預かり等に対してどのような補助金を出すのかとか。あるいは預かりの部分はひょっとしたらこれからの幼保の一体化の議論の中でいくと、子どもを預かるということにカウントできていくのではないかというお考えもB委員のお話の中にありましたけれども、こういったことも含めまして、まず、効率的な役割ということと、それから具体的に乳幼児期の子どもたちと家族への支援のあり方、このあたりを全体に、今地域の中で暮らしている子どもたちというところでお話をさせていただこうと思います。

では、よろしいでしょうか。このような形で進めさせていただきます。

#### (4) 意見交換

##### ①保育所待機児への効率的な対応

##### ②在宅親子への支援のあり方

○会長

それでは、具体的にご意見をちょうだいしたいと思います。今までのお話の中で出てきた意見を少し整理させていただきたいと思います。

今、私はB委員のお話をさせていただきましたけれども、幼稚園にも待機児がいるということがございました。JRだとか私鉄沿線の幼稚園の中には待機児がいるんだという話がございました。それから、預かりということについては、先ほど申し上げましたような考え方があるということをおっしゃっていらっしゃいました。

それから、G委員からは、認可外の施設の中にもかなりの待機児がいるんだと。これは新計算の中では入ってきていないというようなこともありました。それから、幼稚園の希望者、あるいは認可保育所の希望、いずれも認可外の施設の中にはいらっしゃるというようなお話もあったと記憶しております。

特にB委員からは、費用のあり方についてはもう少し議論すべきではないかというようなことのお話があったと思います。

それから、H委員からは、認可外施設に通園している子どもたちへの補助の拡大、あるいは優良な認可外保育施設への補助というものをもっと検討する必要があるのではないかと出てきておりました。

これらが確か、皆さんのご発言の中で出てきていた待機児の問題であったのではないかと思います。これらのことを踏まえまして、皆さんに少しご意見をちょうだいできればと思います。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○B委員

基本的な質問です。保育所の場合の待機児童ですが、お母さんがいわゆる就労したいと、その

場合に手続したところが、これから子どもを預けて就労するという事は受け付けませんという場合の待機と、それから実際に就労していて、お兄ちゃん、お姉ちゃんが現に保育園へ入っているんだけど、現在空きがない、すぐにでも働きたいんだけど待機せざるを得ないと、この2点あると思うんですが、船橋市の待機児の内訳といいますか細かい部分について、もう少し説明をしていただけないかと思えます。

○会長

幾つかこの問題で、もしこういったご質問があれば重ねてと思えますけれども、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○H委員

B先生のおっしゃるとおり、船橋の待機児のカウント基準というのは多分、国のカウント基準と多少違っているところがあるのではなかったかと思えますので、その点については、カウントの仕方の基準ということをきっちりと資料か何かで示していただく必要があるのかなと思っております。

あと、あいプランでは資料として出していただいたかなと思うんですけども、船橋の中で待機児の発生している地域の細かいカテゴリー分けと、あと年齢別のカテゴリー分け、その現状がわかるようなものをもう一回委員の皆さんに共通認識として共有していただいたほうが、よりよい議論ができるかと思えます。

○G委員

今のB先生からの質問で、認可外の使命というか、自然とそのようになってきたと言ったほうが正しいと思えますが、まず、就労、働きたいと。だけど、認可または公立に入れたい、そういった方は大体二股をかけてくるんですね。うちのような認可外をキープしておきます。それうちにとっては待機になるわけです。それで、二股かけて、いざ働いて、認可が入れればそのまま認可のほうに移行していく。または、お兄ちゃん、お姉ちゃんが上に入っていて、下に入れたい。その場合も全く同じなんです。ですから、待機児童と申しましても、公立または認可の待機とちよっと異なるかと思えます。

○会長

ほかにいかがですか。

それでは、ここで保育課長から、今わかる限りにおいてのお話をいただけますか。

○保育課長

それでは、第1回目の資料編の資料5、9ページを開いていただきたいのですが、よろしいでしょうか。その上のほうに表3、待機児童数の推移ということで、年度別、地域別に資料を提供してございまして、22年4月1日現在は合計で507人。地区別でいきますと船橋駅周辺が105人、西船・行田周辺が63人、前原周辺というのは津田沼駅周辺なのですが、102人と多く増えてきております。

この507人の内訳でございまして、これはいわゆる待機児童ということで、認可保育所に入れない実数でございまして、507人の内訳が、先ほどB委員が言いましたとおり就労中の世帯の子

どもさんが381人、これから就労する予定で保育所の入所を希望している方が126人となっております。これは実数での待機児童数ということです。

先ほどH委員が言いましたが、国基準での待機児童というカウントの方法もございまして、国に報告をする数字がございまして。それは、例えばどうしてもその保育園にしか入りたくない、第1希望しか申し込みがないといった場合、そういった場合は第2、第3と希望していただければ入れるという方もいらっしゃるのですが、どうしてもその保育園しか入らないという部分については、待機児童にカウントしないよと。

それ以外には、例えば東京都などでやっています認証保育所ですね。認可外保育施設への運営費補助を何らかの形で基準を設けて出している場合には、待機児童に含まないと。そういった基準でやりますと、船橋の場合は、507人が実数でございまして、国基準でいきますと174人と国に報告しているところでございまして。

この174人は保育園に入っていないわけですから、ではどうしているかという調査が今回、国からありまして、174人のうち認可外保育園に通っている、通いたいという希望の方が67人、それ以外は何らかの方法で親類や知人へ預けたり、幼稚園へ通ったり、一時保育を利用したりと、そういった形になってございまして。

以上でございまして。

#### ○会長

よろしいでしょうか。おおよそその実態がつかめたと思います。つまり、こういった状況で今待機をしている方がいらっしゃると。待機をしていらっしゃる方たちというのは、いろんな事情があるでしょうけれども、今既に認可外にお通いになっていらっしゃる、あるいは通うとおっしゃっている方が67人ということになる。この方たちが緊急に、ある意味では認可保育園に入ることなのか、先ほどG委員がおっしゃったように認可外ということも含めてここで考えていくのか。あるいはこういった子どもたちの中には、例えば幼稚園ということのご希望の年齢もあるのかもしれない。

こういったことを含めて、船橋の中で、これから保育制度自体も一体化していくという中で、幼保あるいは公立あるいは認可というものと、それから認可外というものを一体どのように整備していくのか、あるいはどのような役割分担をしていくのか、このあたりの議論が必要になってくるのだと思うのですが、いかがでしょうか。

#### ○I委員

今ですと完全に就労を目的としてという形ではありますが、在宅で、今全く働いてないお母さんたちの中にも、保育園に入れるんだったら入りたいという希望の方がかなりの数いるんですね。これで待機児童がかなり緩和された段階で、そういうお母さんたちがもしかして保育所を希望して保育園に入る可能性があるとするれば、潜在的な保育のニーズってもっとあるのではないかと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

#### ○B委員

今のお話の部分はまさにそのとおりだと思うんです。ただし、幼稚園に通っている保護者の方々も、そういう考え方から言えば全部待機児童ですよ。そうしたら財源どころではなくて、市はパンクすると思うんです。この辺はこれからの方針、待機児童を全部ここで面倒を見ていくシ

システムを考えるのか、それとももっと家庭を育てるのか、この辺の考え方をしっかりしないと、とめどなく待機児童になる。

今、私立幼稚園に通っている家庭が1万人いるとしますと、1万人は全部待機児童という、今のI委員のご発言から言えばそうなる可能性が非常に高いので、これをどのように考えていくかということもこの委員会の役割だと、私は感じております。

#### ○会長

私の今回お話をさせていただいた資料、前回の資料13、24ページをご覧くださいと、この中で船橋市の子どもたちが一体どういうところに今いるのかというのが見えてくると思うんですね。ちょっとご覧いただきたいと思います。

この中では、前回お話ししましたように幼稚園と保育所、パーセントで今日復習しましたけれども、大体今、B委員がおっしゃったみたいに1万人ぐらいの幼稚園の子どもがいます。幼稚園は満3歳からですけれども、B委員、2歳児の通園教室みたいなことは船橋の幼稚園でかなりおやりになっていらっしゃるんですか。

#### ○B委員

3歳になった翌年の4月2日からという文部科学省の就園年齢の規制が変わりまして、3歳になったら幼稚園ということになっています。ただ、現状、船橋から見ていきますと、現在の3、4、5だけで定員がいっぱいなんです。ですから、2歳までカリキュラムを組んで課程でやれる余裕はありません。

ただし、来年を含めて2歳の方々のいわゆるプレ幼稚園といいますか、これを募集しているところがありますが、JR沿線のベルト地帯はわずか1日で全部閉まってしまいます。ですから、それ以外の実情を知らない待機児童の、それが待機児童というんだったらものすごい数です。それほど2歳児が多い。ただ、月1回とか週1回とかという課程ですけれども、こういう要望は高くなっていると思います。

#### ○会長

ちょっとお伺いしたいんですが、J委員かK委員、おわかりかしら。例えば地域子育て支援センター、船橋市の中にございますよね。ああいうところはやはり3歳未満のお子さんが中心の利用実態なのでしょうか、どうでしょうか、ご存じですか。ちょっとお話しただけですか。

#### ○J委員

地域の方で地域交流とかそういったところに行かれる方は、やはり入所できていないお子さんたちが遊びにいらっしやいます。なので多分、そういう子育て支援センターなんかも乳幼児のお子さんが多いと思います。3歳未満の方が多くと思います。

#### ○会長

例えば、児童ホームの企画の利用実態というようなものはわかりますでしょうか。

#### ○児童育成課課長補佐

児童ホームは18歳までの児童を対象とした事業をやっています、船橋の児童ホームでは大

体小学3年生ぐらいまでを対象とした事業をやっています。そういう中で乳幼児親子の事業もやっておりますけれども、3歳未満の事業というのはやはり少ない状況です。  
以上です。

○会長

このあたりの問題は、A先生、ちょっとコメントできますか。

○A委員（有識者）

今、事業自体が少ないというご説明がありましたけれども、利用者はかなりいるのではないかと。いろいろなところを視察してまいりますと、午前中の時間帯は特に児童ホームの保育スペースに親子で通っていらっしゃるようですので、統計的にカウントがうまくできていないのかもしれませんが、児童ホームがそういう意味で、地域の親子が集う場としての機能はかなり果たしているのではないかと思うのですが。

○児童育成課課長補佐

児童ホームの利用実態としまして、午前中は乳幼児親子の利用が多い、午後が小学生という形の事業を実施してまして、午前中に集いの広場とか、親子で来館して交流を深めるような事業を実施しております。そういう中で、乳幼児親子の全体では午前中というのは多いのですけれども、事業自体で3歳未満の事業というのはちょっと少ないという状況です。  
以上です。

○A委員（有識者）

今の件に関して、事業の展開をどうするかということも含めてなんですけれども、児童ホームでどう乳幼児期の親子へ支援のサービスをするかということは、今はまだ個々の職員が工夫したり努力したりしているので、熱意があるところは相当いろんな展開をしておりますし、そのところにいまいまだ熱が入っていない施設もあり、ばらばらかなというところが問題のような気がします。

○J委員

各課でいろんな子育て支援は取り組んでいます。今のように児童ホームとか、それから公民館とか保育園とか、やれるところでは本当に今、子育て支援をやっていると思いますけれど、やっている事業の人たちが一堂に会して、いろいろ情報を共有したことはないんです。ですので、日にちが重なっていたりとか、そういったことが結構ありまして、私たちもそれは、やはりいろんな課と連携してやるべきかなというのは日々思っております。保育園にはこういった専門職もいるわけですから、そういったところに向いて育児講座なり何なり、そういういろんな発想ができるのではないかなとは思っております。

○会長

私のつくらせていただいた資料の24ページ、左下の子ども、在宅というところを見ていただくと、多分、一時保育も決定的に不足しているという状況があると思うんですね。それから、子育て支援センターは1日平均234人の利用があるということとか、児童ホームは1日平均869人、

幼児のみであるという、これは1施設にするともう少し計算できると思いますけれども、このような状況がある。前に確かK委員が保育園にはなかなか来ないというお話がありましたが、船橋の中でいうと、特に幼稚園だとか保育所だとかに入っていない人たちが、児童ホームや支援センターというところをかなり利用しながら、何とか自助努力というんでしょうか、相互努力というのか、そういったものをしていらっしゃる様子が大体共有できたと思うんですね。

ただ、この中で問題は、いろいろ課題を抱えている——今日はちょっとその視点について本当は語らなければいけないと思っているんですが、在宅の親子の問題というのは、例えば一緒に集える人たちはいい。でも、集えない家庭にいる人たちは一体どうなっているのかということ。それから、例えばそこに集っているけれども、本人に問題の意識がなくて、問題があるという親子が来ている場合に、その人に対する早期発見ができるだけの力のある人たちがそこにいるかどうか。この問題が多分、在宅の場合に出てくると思うんですね。

このあたりについて、24ページの下のほうにありますけれども、虐待のケースというのも結構多いですし、恐らく子育ての困難度というのはむしろ在宅にいるときに非常に高いということは、あいプランの調査でも出てきております。そういう意味では幼稚園がある程度空いているような地域ですと、年齢を引き下げて在宅の親子、つまりその次に幼稚園に行く親子ですので、割とサポートしやすいということでおやりくださっているところは結構多いわけですが、船橋の場合には幼稚園が今かなり満杯状態で、そこもないという状況になってくると、やはり在宅の親子への支援というものを、量的にもあるいはサービスの種類としても、どのように拡充するかが大きい課題だということが出てきているような気がしますけれども、ほかにこの辺のところではいかがでしょうか。

#### ○H委員

話がうまくまとめられないかもしれないのですが、その点お許しいただければと思います。先ほどD先生のお話の中で、公立保育園と私立保育園の保育の質の違いの良し悪しについて比較はできないのではないかとというようなことがありました。確かに比較はできないのですけれども、私は公立保育園の利用者でありましたが、利用者として11年間保育園を利用させていただいた中では、ほかの自治体の公立保育園と比較してもかなり質の高い保育を提供しているということを感じてきました。

その内容につきましても、いろんな多岐にわたる細かい保育をしていること、オーソドックスな生活のリズムを整えて、きちんと生活の中で発達保障していくということがかなりしっかりしているということで、そういった意味では大きな信頼感を持って利用させていただいたということがございます。

保育の質ということを考えますと、保育のサービスの種類ということと全く同義ではないと思っておりますので、その辺については一応分けて考えるべきかと思っておりますけれども、そういった中でも、D先生がご指摘になったように、公立保育園で高い能力を持った人材がおるということであるならば、公立でこそ一時保育、休日保育等対応すべきであるという考え方については、私は同意するところがございます。一時保育につきましても、公立保育園で湊町保育園1園ということになっていきますので、やはり一時保育のニーズというのは非常に大きなところがあると思っております。

一時保育も、リフレッシュのためのスポット利用というのと、もう一つ、定期的に月9日以下の利用という2種類の保育がありますけれども、月9日以下の保育の利用につきましても、やは

り課題を抱えている世帯の救済のために例えば一時保育を使うとか、そういったことにつきましては、かなりニーズがこれからもあるのではなかろうかと思っています。

J先生、K先生、またF先生などにもお話を伺えればと思うのですが、既に公立保育園の中で困難な世帯を丸抱えして、ネグレクトに近いような子どもさん、親御さんのお世話をされていて、そこを何とか就学までにつなげるというような、非常に難しい保育を既にやられているということも私たち知っておりまして、そういった機能をもう少し、一時保育も含めて拡大するところで何とかやっていただければしないものかということは、日ごろ思っているところであります。

○会長

C先生やL先生のところは、一時保育とかはおやりになっていらっしゃいませんか。

○C委員

私のところでは、一時保育は2カ所でやらせていただいています。地域的なことがありまして若干余裕がありますので、そちらではいろいろとお話をしたり面接ができたりで、ちょっといい状況かなと思います。ただ、船橋の保育の入所基準というのが一時保育に影響しているということがありまして、9日以内ということで、地域によっては15日というところもあると聞いておりますが、その辺の整合性があるとかかなり広がると思いますか、あるいは救済できる、支援に近いことができる状況もあるのかなと感じますけれども、やはり制度的な問題があるのかなとは感じております。

○会長

具体的には、例えばリピーターというんでしょうか、恒常的に一時保育をお使いになる方というのが多いんですか。

○C委員

今、4月になりまして、入所が終わり、あるいは幼稚園に入られた方ということで、新しく予約をして面接を始めた時期ということです。一番多いのはリピーターだろうと思うんですが、ただ、実数がちょっとつかめておりません。多いということは聞いております。

○会長

多分、この問題というのは特定保育みたいな形で、具体的には週に3日間働く方が二人で一つの保育の場をシェアするとか、あるいは午前、午後で保育を分けるとか、こういった保育制度というのは既に国で整備されているわけですが、船橋の場合には保育の利用、入所基準というのがたしか週に3日間からでしたね、課長。

○保育課長

入所基準は、例えば就労ですと1日3時間以上の就労で、月10日ということになりますと、30時間以上という形になります。その月10日という部分が入所基準になりますので、C委員が言ったとおり、現在、一時保育はその制度の関係で9日の利用という形になっております。

## ○会長

今、お話があったように、結局、保育所の利用というのが、いわゆる通常保育、入所している方は、具体的には月に10日間であったとしても、その方が3人は入れないですか。例えば、では2.5人ぐらいその枠で入れるかということ、そういうことではないですよ。月30時間の方も1人としてカウントしていくわけですから。そうですね。

なので、例えばそれが、11時間開所で最大の方は週66時間利用なさるわけですよ。最大11時間、これは大変ですけども。ですから、そういうふうを考えていくと、週7.5時間以上で66時間以下、あるいはひよっとしたら保育時間ももっと長いところだと、もっと長く利用される方もいらっしゃると思うんです。つまりそれが、2人がシェアできるという状態ではない。これが要するに、通常保育の中で入所の条件を引き下げることによって起きる問題なわけですね。

このあたりについては具体的にどうするかということも、私は議論が必要だろうと思っているわけです。諸外国などでは例えば週に2日間保育園を利用するとか、3日間利用するとか、あるいは半日をベタで利用するとかというような、さまざまな利用形態の人を保育の中でシェアしながら、保育をより多くの方たちが利用できるように、子どもや家庭にサービス提供していくという方法もあるわけですから、そういう意味では効率的な活用を考えたときには、まだ検討する余地はあるのではないかと、今のお話を聞きながら思った次第です。

それから、もう一つ、あいプランのときにもかなり議論されたことですが、今回の保育計画等のところでも、やはり一時保育ニーズはものすごく強いものがあると。つまりそれは、今までのようなフルタイムでみんな働くという形ではなく、いろいろな働き方、例えば週に1日働くという方もいらっしゃるれば、月にまとめて後半だけ働くとか、前半だけ働くとか、いろんな働き方がある。こういう多様な暮らし方になってきているのに対して、今の保育制度そのもの、あるいは保育のつくり方自体が合わなくなっているということも、一つ考えなければならぬのではないかと。効率というときには、まさにそういう効率的な対応の仕方ということも考えてみなければいけないのではないかと、今考えた次第です。

いかがでしょうか、その辺のところ、どうぞ。ではFさんから。

## ○F委員

週3日とか、それから1日の中で3時間だけ保育を利用するという、それが今の国の流れかとは思いますが、特に船橋だけではないと思いますが、今までやはり幼稚園は幼稚園の歴史の中で果たしてきた役割、幼児教育という大きな役割を果たしてきていますし、それから保育園は、保育園という毎日の生活の中で子どもたちの成長を保障していくという役割をずっと果たしてきている福祉の施設であるわけですから、子どもたちを細切れに見ていくというのは、私は子どもの成長・発達を保障する福祉の施設、そして幼児教育をきちんと見通してやってきている幼稚園という施設の中で、子どもたちを丸ごと見て発達を保障するというのとは相入れないと思っています。

## ○会長

では、B委員、どうぞ。

## ○B委員

今、会長がおっしゃったことに同感なんですけど、私は古い認識があって、保育園というのはデ

イケアという考え方があったんですね。だから日々託児という考え方でおります。それが時代が変わっていく中で、またそのデイケア的な考え方が僕は強くなっていると思うんです。

例えば幼稚園から言いますと、十分お母さんが家庭で面倒を見るし、所得的にも幼稚園の教育を受けたいと。ただ、お母さんが、例えばおしゅうとさんが病気になったとか、実家で何々があったというときに、子どもを見てくれるところがないわけですね。そのような意味で、私どものところは預かり保育的な形でお預かりしましょうと、たまにはお母さんがリフレッシュなされるのもいいでしょう、というような意味の預かり保育制度をとっています。だんだんこれが制度化されてくる。夏休みも含めて、長時間預かることが当然の役割になる。

私は、そうなってきたときに、今おっしゃっていただいたように幼児教育本来のあり方というのは一体どうなっていくのだろうか。先生方の研究の時間もないし、本来の業務が大変難しくなってくる。今度は市民の子どもとして、夏休みも含めて1年間、8時間近い保育をしていったときに、市民のサイドから見ていった場合に不公平になってくる。この辺を市が早目に対応していかないと問題が出てきますよということを当初お願いしたんですが、市が市民の子どもをどのように育てていくかという時点において、デイケアの問題を含めてご検討いただきたいと思いません。

#### ○会長

ほかにご意見ございますか。

#### ○K委員

公立保育園では、生活のリズムを整えたり子どもたちの成長をきちんと見ていくということや、ずっと保育園の中でやってきているわけで、あいプランでも自己肯定感の低さということが船橋の統計から出てきているということが、会長の資料にも出ているのですけれども、やはり子どもをきちんと受けとめて育てていく、きちんとやっていくということが保育園には必要であると認識して育ててきているわけです。

制度上、確かに一時的なものは必要だし、週に2回ぐらい通うということも必要かもしれない。遊びに来て、遊んで楽しかったという場がないということでは必要であるかもしれないけれども、子どもを育てていく、子どもをきちんと受けとめて、小学校に行くまでの基礎をきちんと培う、そういう施設であるということが、保育園のあり方を話しているときにどこか抜けていってしまう。制度上必要である、それからこういう方がいるから必要であるということが、今の話ですと強く出てきているんですけども、子どもをお預かりして育てている立場から言うと、もっと子どもを大事にしたほうがいいのではないのかなということは、話の中で感じました。

もう一つ、実際にあった話ですが、うちの保育園に入ってきた親御さん、病気だったんですけども、育児不安からちょっと首が曲がるぐらい不安に、うつ的になっていた。そのときに近所の人に子どもを預けながら病院に行っていたとかいう話がありまして、病気のお母さんであれば保育園に入れるという制度のことを知らなかったんですね。「保育園というのは仕事をしてないと入れないと思っていました」ということで、「それじゃ、どうして今回知ったの」と聞くと、1歳半健診とか保健センターの指導があったときに初めて聞いたということで、保育園に対して、どのように預かってもらえるかとか、そういうことを知らない方がかなり入ってくるのが最近すごくあって、驚かされるんです。市民の中に、子どもをどのようなところで、どのように遊ばせてもらったり、通うことができるかという内容が結構知られてないことに驚かされることがあります。

ますので、連携が悪いということも確かにあるんだなということが、現場の保育園からはすごく感じます。現場では、もっと子どものことを言うところがないと、制度だけ言っては嫌だなと思います。

#### ○会長

ほかにいかがでしょうか。

#### ○C委員

今までのお話の中で、やはりこれからは特定の保育の需要というのが本当に大きくなってくるだろうと思いますし、在宅の方々でも何らかの用事があったり仕事をするということになりますと、今の船橋ですと1日3時間の10日ということですので、かなり一時保育とうまくつながっていて、そして一時保育は午前と午後に利用ができるという柔軟さがあります。その中で、もうちょっと充実させるとなりますと、在宅の方、あるいは特定でどうしても一般の保育の中に入るということは、民間にしても公立にしても、すぐに2日間だけクラスに入るというのは非常に難しいし、受けるのは本当に大変だなという現場の気持ちはよくわかりますし、そういう状況はお話のとおりだろうと思うんですけども、やはりそれを受ける受け皿を充実していく必要はあるかと思っています。

#### ○A委員（有識者）

先ほどのK委員のご発言にちょっとご質問させていただきたいんです。ちょうど親の病気のために通院するから保育が必要だというお子さんの受け入れについてのお話が出たんですけども、例えば1週間に一遍通院するので、その子を1週間に一遍見てほしいとKさんの園に連れてこられて、そういう1週間に一遍という形の保育にかかわっているときは、Kさんとしてはその子の成長・発達を見ているという視点は、在園している子どもと変わらないのではないかと思います。

私どもも仕事で1週間に一遍しかお会いできない方は、お会いできない1週間を支えつつその日を過ごしているという認識でいるんですけど、保育に関しても同じではないかなと思いがら伺ったんです。そのあたりはどうですか。

#### ○K委員

1週間に1回ということであっても、ほかの日にちのことを私たちはやはり思って、どうやって過ごしているか、「お休みの間、どうしてた？」ということは、それはもちろんやっていますので、1週間に1回だけをどうかということ、それはそれでそういう施設が必要かと思えますけれども、毎日同じことを1、2、3、4、1、2、3、4、毎日繰り返していく中で覚えていくこと、受け入れること。子どもなんていうのはすごい成長があるわけではないですよ。毎日やっていく中で少しずつ受け入れたり安心感が出たりということを繰り返していく中で、自己肯定感もつくられてくるし、自分が受け入れられているんだなということを見ていくわけですから、毎日の中の生活が大切で、生活リズムをつくっていくということが大切なんだと思っています。

それだけが今の保育園に必要だとは今思わないんですけども、保育園の子どもにとっては、毎日同じリズムで生活していくことが一番必要なんだということを、保育のあり方、子どもの生

活の部分でどこかで主張しないと、大人の生活スタイルとか、それから便利なこと、利便性にどうしてもなっていていってしまうことが、違うのではないかなという意味で話したんです。

○会長

すみません、もう今日の時間が来てしまいました。かなり皆さんの議論が出てきたと思っています。

今日の議論をまとめさせていただいて、次回につなぎたいと思います。私が少し口火を切らせていただきましたが、決して私は子どもの視点をなくしてお話をしたわけではなくて、つまり子どもにとっては、親が保育をする、あるいは家庭で、地域で育つということと、それから保育施設で育つということ、あるいは会社の中で例えば育児休業制度をもっと有効にこれから機能させていく、具体的には3歳まで短時間勤務あるいは短時間勤務日を選んでいくというような方法も今たくさんとられているわけですから、今こんなに親子が疲れ切って暮らすという方法を私たちは選択し続けるのだろうかということも、新しい働き方、新しい子育ての仕方ということを含めて、子どもと親にとって一番いい方法を考えていかなければならないだろうと思うわけです。

そういう意味で、多様な保育サービス、あるいは多様な保育システムというものをもう少しきちんと考えてもいいだろう。そのためには具体的に幼稚園や保育所、認可外の保育施設、あるいは児童ホームや子育て支援センター、こういったもの、そして公立や私立がどのように役割分担していくのか。この辺のところをしっかりと議論したいというのが私が基本的に考えているところです。そういった視点で考えてみると、今日幾つか貴重なご意見がそれぞれの現場から出てきたのではないかと思います。

今回は、この問題を踏まえてもう一段、次に船橋の中での保育のあり方ということについて議論させていただこうと思っていますので、ぜひ今回の議論を踏まえて、皆さん、ご意見等をおまとめいただけたらと思っています。

## (5) その他

○会長

それでは、事務局から今後のことについてご説明いただきます。

○事務局

それでは、今後の予定についてご説明いたします。

次回の会議についてですが、6月17日木曜日、午前9時30分より、今日と同じ第1会議室にて開催いたします。よろしくお願いいたします。

○会長

それでは、今後の予定についてはよろしいですね。

また、同様に来週の月曜日までに、データあるいはさまざまな情報について要請がありましたら事務局にお寄せください。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から「委員会だより」についてお願いいたします。

○事務局

では、資料9をご覧ください。緑色の紙で「委員会だより」No. 3を作成し、今日お配りさせ

ていただきました。内容確認にご協力いただいた委員の皆様、ありがとうございました。

それから、ここで「委員会だより」の今後の作成方法についてご提案させていただきたいと思います。第1回検討委員会で、委員が「委員会だより」を作成する、内容は会長に一任ということでご承諾いただいておりますが、委員の皆様が大変お忙しい中、月に2回の会議にご出席いただいております、それだけでもご負担が大きいのではないかと思います。そこで、「委員会だより」は、今後事務局の責任で作成していくということで、再度提案させていただきたいと思います。

なお、委員の皆様のご発言部分については、必要に応じて今までと同様にご確認いただくようお願いしたいと思います。それでは、よろしく願いいたします。

#### ○会長

よろしいでしょうか。皆さんの月に2回というのはかなり仕事上も大変な状況になってくると、私自身も含めてですが、思っておりますので、「委員会だより」については、このような形で進めさせていただくように判断させていただいてよろしいでしょうか。

それでは、本当にこの議論がようやく本格的になってまいりました。ここから数回が最終の答申に向けて、皆さんと意見調整をしていくことになっていきますので、毎回ですが、少しずつ議論をしてきたことについてまとめながら次に進んでいきたいと思っておりますので、ぜひこの話を踏まえて、次回ご議論いただけるようお願いをしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。これで閉会いたします。

11 時 29 分閉会